

## 天理市上下水道局告示第 1 号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、令和 7 年 3 月 14 日より 2 週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

### 記

#### 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和 7 年 3 月 28 日

#### 2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天 理 市》

櫛本町、南六条町元六条方、小路町、中町、二階堂上ノ庄町、豊田町、石上町、田部町、前裁町、平等坊町、指柳町、合場町、丹波市町、田町、勾田町、杣之内町元山口方、岸田町、柳本町、中山町、兵庫町、備前町、庵治町

#### 3 供用を開始する排水施設及び公共枮の位置

| 分 区              | 起点               | 終点                 |
|------------------|------------------|--------------------|
| 櫛本北第 4 処理分区      | 櫛本町 1033 番地 1    | 櫛本町 1033 番地 1 地先   |
| 〃                | 櫛本町 3246 番 1 の一部 | 櫛本町 3237 番 2 地先    |
| 〃                | 櫛本町 877 - 1      | 櫛本町 877 - 1 地先     |
| 〃                | 櫛本町 1936 番地      | 櫛本町 1936 番地        |
| 櫛本北第 10 - 2 処理分区 | 南六条元六条方 516 番地   | 南六条町元六条方 516 番地地先  |
| 〃                | 小路町 125 番 1      | 小路町 125 番 1 地先     |
| 櫛本北第 11 処理分区     | 中町 50            | 中町 52 - 1 地先       |
| 〃                | 小路町 78 番 1       | 小路町 78 番 1 地先      |
| 櫛本北第 12 - 2 処理分区 | 二階堂上ノ庄町 271 番 1  | 二階堂上ノ庄町 271 番 1 地先 |
| 天理北第 1 処理分区      | 豊田町 314 - 1      | 豊田町 314 - 1 地先     |
| 〃                | 石上町 187 番 1      | 石上町 187 番 1 地先     |
| 〃                | 石上町 365 - 1      | 石上町 365 - 1 地先     |

|              |                    |                      |
|--------------|--------------------|----------------------|
| 〃            | 田部町 216            | 田部町 216 地先           |
| 〃            | 石上町 816 番          | 石上町 812 番 1 地先       |
| 〃            | 田部町 261            | 田部町 261 地先           |
| 〃            | 櫛本町 65 番 1         | 櫛本町 65 番 1 地先        |
| 天理北第 4 処理分区  | 前栽町 315 - 2        | 前栽町 325 - 1 地先       |
| 天理北第 5 処理分区  | 前栽町 113 - 7        | 前栽町 113 - 7 地先       |
| 〃            | 前栽町 52 - 4         | 前栽町 52 - 4 地先        |
| 〃            | 平等坊町 26 番 6        | 平等坊町 26 番 6 地先       |
| 〃            | 指柳町 301 番 1        | 指柳町 301 番 1 地先       |
| 〃            | 平等坊町 215 番 - 3     | 平等坊町 215 番 - 3 地先    |
| 〃            | 前栽町 167 - 5        | 前栽町 167 - 3 地先       |
| 〃            | 指柳町 244 番          | 指柳町 244 番地先          |
| 天理北第 9 処理分区  | 合場町 3 - 1          | 合場町 3 - 1 地先         |
| 〃            | 丹波市町 62 番 1        | 丹波市町 62 番 1 地先       |
| 〃            | 田町 79 - 1          | 田町 79 - 1 地先         |
| 〃            | 田町 134 番           | 田町 134 番地先           |
| 〃            | 勾田町 78 番 1         | 勾田町 78 番 1 地先        |
| 〃            | 杣之内町元山口方 720 - 6 番 | 杣之内町元山口方 720 - 6 番地先 |
| 大和川第 5 処理分区  | 岸田町 593            | 岸田町 593 地先           |
| 〃            | 柳本町 169 - 3        | 柳本町 169 - 3 地先       |
| 〃            | 柳本町 916 番          | 柳本町 916 番地先          |
| 〃            | 中山町 775 番          | 中山町 536 番 2 地先       |
| 〃            | 柳本町 162 - 1        | 柳本町 162 - 1 地先       |
| 大和川第 8 処理分区  | 兵庫町 201 番 1        | 兵庫町 201 番 1 地先       |
| 大和川第 9 処理分区  | 備前町 182 - 1        | 備前町 182 - 1 地先       |
| 大和川第 15 処理分区 | 庵治町 666 番 1        | 庵治町 666 番 1 地先       |

#### 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

「分流式」

#### 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置

「大和郡山市額田部南町地内」

6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称

「奈良県浄化センター」